



市 章

彦 根 市 公 報

令和 5 年(2023 年)9 月 15 日

第 1 9 0 0 号

金 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 規則	
55 彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	1
56 彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則	3
○ 訓令	
17 彦根市事務決裁規程および彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令	4
○ 告示	
208 彦根市移住支援金交付要綱の一部改正	4
210 彦根市議会定例会の招集	4
211 彦根市ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金交付要綱の一部改正	4
212 彦根市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正	6
213 彦根市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部改正	9
214 公共下水道の供用および下水の処理の開始	13
215 彦根市指定下水道工事店の指定の取消し	13
216 彦根市指定下水道工事店の指定(新規)	14
216 の 2 指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定	14
○ 公告	
彦根市農用地利用集積計画公告	14
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	14
○ 教育委員会告示	
17 彦根市教育委員会会議の招集	15
18 (仮称)図書館中部館建築設計検討委員会設置要綱	15
○ 選挙管理委員会告示	16
57 彦根市選挙管理委員会の招集	16
58 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数および 3 分の 1 の数	16
○ 監査公表	
2 定期監査結果	17
○ 農業委員会告示	
11 彦根市農業委員会定期総会の招集	24
○ 水道事業告示	
19 彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの	24
20 彦根市指定給水装置工事事業者の指定	24

規 則

彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 25 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 55 号

彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営に関する規則(令和 3 年彦根市規則第 68 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 6 条関係)

	名称	単位	附属設備等損料(円)
スポーツ施設(貸切り使用)	電光得点表示盤	1 組 1 回	500
	大型多目的電光得点表示盤	1 組 1 回	1,000
	ショットクロック	1 組 1 回	300
	ファール回数表示器	1 組 1 回	300
	デジタルタイマー	1 台 1 回	300
	電光ポジション表示器	1 組 1 回	100
	大響ブザー	1 組 1 回	300
	放送設備	1 式 1 回	1,000
	音響ワゴン(マイク付き)	1 式 1 回	1,000
	マイク(マイクスタンド付き)	1 本 1 回	520
スポーツ施設(個人使用)	バスケットゴール(移動式)	1 台 1 回	1,900
	バレーボール支柱、ネット、アンテナ	1 組 1 回	1,600
	ソフトテニス支柱、ネット	1 組 1 回	1,500
	ハンドボールゴール	1 台 1 回	1,000
	フットサルゴール	1 台 1 回	900
	卓球台	1 台 1 回	400
	バドミントン支柱、ネット	1 組 1 回	800
文化施設	放送設備	1 式 1 回	1,000
	音響ワゴン(マイク付き)	1 式 1 回	1,000
	平台	1 台 1 回	260
	毛せん	1 枚 1 回	100
	高座用座布団	1 枚 1 回	50
	舞台・花台・司会台(セット)	1 台 1 回	500
	めくり台	1 台 1 回	100
	指揮者用譜面台・指揮者台(セット)	1 台 1 回	210
	マイク(マイクスタンド付き)	1 本 1 回	520
	コンデンサーマイク	1 本 1 回	730
	映像設備	1 式 1 回	800
	照明設備	1 式 1 回	1,000
共通	長机	1 台 1 回	50
	椅子	1 脚 1 回	30
	ホワイトボード	1 台 1 回	100
	展示パネル	1 枚 1 回	100
	イーゼル	1 台 1 回	100
温水シャワー		5 分	100

備考

- この表(温水シャワーの項を除く。)に掲げる 1 単位当たりの時間は、3 時間とする。
- 条例第 16 条第 1 項の規定により、交流センターの管理業務を指定管理者に行わせる場合におけるこの表の適用については、同表中「附属設備等損料」とあるのは、「附属設備等利用料金の上限額」とする。

別記様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号(第 2 条関係)

その1(表)

彦根市スポーツ・文化交流センター 個人使用券 使用区分 アリーナ・トレーニング室・弓道場 使用設備器具() (高校生以上・中学生以下) 使用日 年 月 日 使用時間 時 分～ 時 分 ※彦根市スポーツ・文化交流センター用控え	様式第 3 号 彦根市スポーツ・文化交流センター 個人使用券 使用区分 アリーナ・トレーニング室・弓道場 使用設備器具() (高校生以上・中学生以下) 使用日 年 月 日 使用時間 時 分～ 時 分 彦根市長
--	---

その2(裏)

注意事項 1 本券の使用は、表面に記載の使用日および使用時間に限ります。 2 係員が求めたときは、本券を提示してください。 3 使用時間中は、本券を携帯してください。 4 本券の発行後の使用料の払戻しはできません。	※彦根市スポーツ・文化交流センター用控え
---	----------------------

備考 条例第16条の規定により彦根市スポーツ・文化交流センターの管理業務を指定管理者に行わせる場合におけるこの様式の適用については、この様式中「彦根市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と書き換えて使用する。

付 則

- この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る附属設備等損料について適用し、同日前の使用に係る附属設備等損料については、なお従前の例による。

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第 56 号

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則

彦根市事務分掌規則(平成 9 年彦根市規則第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表市長直轄組織秘書課の項の次に次のように加える。

J リーグ誘致推進室

第 5 条第 1 項の表市長直轄組織秘書課の項の次に次のように加える。

J リーグ誘致推進室

(1) J リーグ誘致に係る渉外に関すること。

付 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

訓 令

彦根市訓令第 17 号

彦根市事務決裁規程および彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 5 年 9 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市事務決裁規程および彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令
(彦根市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 彦根市事務決裁規程(平成 19 年彦根市訓令第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「危機管理監」の次に「、市長直轄組織参事(J リーグ誘致推進室長)」を加え、同条第 7 号中「室長(」の次に「J リーグ誘致推進室次長、」を加える。

第 4 条第 3 項第 2 号中「危機管理課」の次に「および J リーグ誘致推進室」を加える。
(彦根市事務処理規程の一部改正)

第 2 条 彦根市事務処理規程(平成 29 年彦根市訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 秘書課営業戦略室の項の次に次のように加える。

J リーグ誘致推進室	J 推
------------	-----

付 則

この訓令は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

告 示

彦根市告示第 208 号

彦根市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和 5 年 8 月 16 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市移住支援金交付要綱(令和元年彦根市告示第 133 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号ア中「(ア)から(キ)まで」を「(ア)から(カ)まで」に改め、同号ア(オ)を削り、同号ア(カ)を同号ア(オ)とし、同号ア(キ)を同号ア(カ)とし、同号イ(イ)中「ア(イ)から(キ)まで」を「ア(イ)から(カ)まで」に改め、同条第 3 号中「3 月を経過した日から 1 年を経過する日までの間」を「1 年以内」に改める。

第 4 条第 2 項第 4 号中「3 月を経過した日から 1 年を経過する日までの間」を「1 年以内」に改める。

付 則

- この告示は、令和 5 年 8 月 16 日から施行する。
- 改正後の彦根市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われた交付申請に係る移住支援金について適用し、同日前に行われた交付申請に係る移住支援金については、なお従前の例による。

彦根市告示第 210 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 101 条の規定により、令和 5 年 9 月彦根市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 期日 令和 5 年 9 月 4 日
- 場所 彦根市議会議場

彦根市告示第 211 号

彦根市ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金交付要綱(平成 18 年彦根市告示第 71 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「(担当者氏名) 印」を「(担当者氏名) 」に、「記名押印します」を「記名します」に改める。

別記様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号(第 6 条関係)

彦根市長 様

年 月 日

申請者氏名

彦根市ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金交付申請書

自立支援教育訓練補助金の交付を受けたいので、彦根市ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

①氏名	フリガナ										生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
個人番号													
②住所	(〒 —)										電話 () —		
③教育訓練施設の名称													
④教育訓練講座の名称													
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)												
⑥受講修了後の状況	就職(常勤 非常勤・パート 自営業 その他) 求職中 その他 ()												
	就職先(内定先)の事業所名(就職(内定)している場合にのみ記入)												
⑦所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円												
⑧雇用保険法による 一般教育訓練給付金の受給額	円												
⑨振込金融機関	金融機関名：						口座の種類 普通・当座						
	支店名：						口座番号：						
	口座名義 (フリガナ)												
	☐ 公金受取口座を利用します。												
⑩申請者と生計を一に する子の氏名等 (注意 3 参照)	フリガナ										生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	個人番号												
	住所(別居の場合)(〒 —)												
申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない													
⑪児童扶養手当受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)												
備考													

(注意)

- 1 交付申請期間は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる交付申請者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して 30 日以内です。
- 2 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとします。
 - (1) 児童扶養手当証書の写しまたは前年(1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等についての市町村長の証明書
 - (2) 受講対象講座指定通知書
 - (3) 修了証明書
 - (4) 領収書
 - (5) 教育訓練給付金(一般教育訓練)支給・不支給決定通知書(雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合に限る。)
- 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号)第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項および第 5 条第 2 項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」点をしてください。(⑨欄に記載する必要はありません。)
- 4 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する 20 歳未満の児童との関係が、母または父ではない。
 - (2) 民法(明治 29 年法律第 89 号)に規定する婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻をしていない。
- 5 「⑪児童扶養手当の受給の証明」欄は、担当者が確認の上、記名しますので、児童扶養手当を受給されている場合は、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

付 則

- 1 この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この告示の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市告示第 212 号

彦根市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成 19 年彦根市告示第 102 号)の一部を次のように改正する。

付則第 6 項の前の見出しならびに同項および付則第 7 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号(第 8 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者氏名

彦根市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書

彦根市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。※いずれかに○を付けること。

① 氏 名		フリガナ										生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
個人番号														
② 住 所		(〒 -)										電 話	() -	
③ 過去の受給の有無		過去に(訓練促進給付金・修了支援給付金)を受給したことが (ある ・ ない)												
④ 本給付金と同時に 利用する給付金・貸付金														
⑤ 養成機関および 修業内容について	養成機関名													
	住 所											電 話	() -	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日										養成 区分	昼間・夜間	
	修業に係る資 格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 その他()												
	資格取得	有 ・ 無												
	就職先(内定先) の事業所名およ び勤務形態等	(※修了支援給付金の請求の場合のみ記載) 就職(常勤 非常勤・パート 自営業 その他) 求職中 就学継続中 その他												
金融機関 ⑥ 支払	金融機関名											口座の種類	普通 ・ 当座	
	本・支店名											口 座 番 号		
	(フリガナ) 口 座 名 義													
	☐ 公金受取口座を利用します。													
⑦ 児童扶養手当の受給の証明		上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)												
備考														

※ ④欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
※ ⑥欄は、申請者名義の通帳の写しを添付する場合は、記入する必要はありません。

(裏面)

※ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号)第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項および第 5 条第 2 項の規定による登録に係る口座として公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスにレ点をしてください。(⑥欄に記載する必要はありません。)

⑧ 申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について(住民票の世帯が別であっても、直系の血族または兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)											
1 氏名	フリガナ									生 年 月 日	年 月 日 (歳)
個人番号											
住所	(〒 -)									続柄	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当
2 氏名	フリガナ									生 年 月 日	年 月 日 (歳)
個人番号											
住所	(〒 -)									続柄	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当
3 氏名	フリガナ									生 年 月 日	年 月 日 (歳)
個人番号											
住所	(〒 -)									続柄	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当
4 氏名	フリガナ									生 年 月 日	年 月 日 (歳)
個人番号											
住所	(〒 -)									続柄	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当
5 氏名	フリガナ									生 年 月 日	年 月 日 (歳)
個人番号											
住所	(〒 -)									続柄	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当
上記1～5に記載した者のうち、婚姻(民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。以下同じ。)によらないで母または父となったもので、現に婚姻をしていないものがある場合、該当する番号にレ点をしてください。										☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	
備考											

同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類

- ① 対象者およびその者の子の戸籍謄本
- ② 対象者およびその者と生計を一にする子の所得証明書

付 則

- 1 この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行し、改正後の付則第 6 項の前の見出しならびに同項および付則第 7 項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この告示の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市告示第 213 号

彦根市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成 28 年彦根市告示第 118 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

受講開始時給付金等の支給額は、次の各号に掲げる対象講座の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 受講方法が通信制の対象講座 次の表に掲げる額

給付金の種類	金額
受講開始時給付金	支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用(入学料および受講料に限る。以下同じ。)の 40 パーセントに相当する額(受講開始時給付金の支給額が 100,000 円を超える場合は、100,000 円)
受講修了時給付金	支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 50 パーセントに相当する額から当該対象講座に係る受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額(当該対象講座に係る受講開始時給付金の支給額と当該受講修了時給付金の支給額の合計が 125,000 円を超える場合は、当該合計額が 125,000 円となる額)
合格時給付金	支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 10 パーセントに相当する額(当該対象講座に係る受講開始時給付金等の支給額の合計が 150,000 円を超える場合は、当該合計額が 150,000 円となる額)

(2) 受講方法が通学または通学および通信制併用の対象講座 次の表に掲げる額

給付金の種類	金額
受講開始時給付金	支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 40 パーセントに相当する額(受講開始時給付金の支給額が 200,000 円を超える場合は、200,000 円)
受講修了時給付金	支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 50 パーセントに相当する額から当該対象講座に係る受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額(当該対象講座に係る受講開始時給付金の支給額と当該受講修了時給付金の支給額の合計が 250,000 円を超える場合は、当該合計額が 250,000 円となる額)
合格時給付金	支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 10 パーセントに相当する額(当該対象講座に係る受講開始時給付金等の支給額の合計が 300,000 円を超える場合は、当該合計額が 300,000 円となる額)

第 5 条第 2 項中「前項第 1 号」を「前項」に、「30 パーセント」を「40 パーセント」に改め、同条第 3 項中「第 1 項第 2 号」を「第 1 項」に、「40 パーセント」を「50 パーセント」に改める。

別記様式第 1 号および別記様式第 2 号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

彦 根 市 長 様

申請者氏名

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

記

①氏名(申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日(歳)
②児童氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日(歳)
③住所	(〒 -)		電話() —
④受講施設の名称			
⑤対象講座の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑨所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑩過去の受給の有無	過去に本事業を活用したことが ある ・ ない		
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意8参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日(歳)
	住所(別居の場合)(〒 -)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する ・ しない		
⑫児童扶養手当の受給 の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		
(備考) 受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は、その旨を記載すること。			

(注意)

- 1 給付金の支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学科および受講料(希望により受講する講座、希望により提供を受ける補助教材等に要する費用を除く。以下同じ。)です。
- 2 支給額は次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給額は、入学科および受講料の合計額の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は100,000円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は200,000円が限度になります。
 - (2) 受講修了時給付金の支給額は、入学科および受講料の合計額の5割相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額)です。ただし、受講方法が通信制の場合は受講開始時給付金と合計して125,000円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は250,000円が限度になります。
 - (3) 合格時給付金の支給額は、入学科および受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金および受講修了時給付金と合計して、受講方法が通信制の場合は150,000円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は300,000円が限度になります。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日および所要費用(予定)については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 「試験を免除できる科目」とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部の科目に合格している科目等のことです。
- 5 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設から証明された金額に基づき算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後に受講を取りやめた場合または受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 7 給付金の支給を受ける際には、改めて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講開始時給付金等支給申請書」に添付書類を添えて支給申請の手続を行うことが必要です。
- 8 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父ではない。
 - (2) 民法(明治29年法律第89号)に規定する婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻をしていない。
- 9 「⑫児童扶養手当の受給の証明」欄は、担当者が確認の上、記名しますので、児童扶養手当を受給されている場合は、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

様式第 2 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

彦 根 市 長



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、下記のとおり指定したので通知します。

記

①氏名(申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日(歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日(歳)
③住 所	(〒 -)		電話() -
④受講施設の名称			
⑤対象講座の名称			
⑥講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑨所要費用(予定)	入学料 円 受講料 円 合計額 円		
(備考)	指定番号:		

(注意)

- 給付金の支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料および受講料(希望により受講する講座、希望により提供を受ける補助教材等に要する費用を除く。以下同じ。)です。
- 支給額は次のとおりです。
 - 受講開始時給付金の支給額は、入学料および受講料の合計額の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は100,000円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は200,000円が限度に

なります。

(2) 受講修了時給付金の支給額は、入学科および受講料の合計額の5割相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額)です。ただし、受講方法が通信制の場合は受講開始時給付金と合計して125,000円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は250,000円が限度になります。

(3) 合格時給付金の支給額は、入学科および受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金および受講修了時給付金と合計して、受講方法が通信制の場合は150,000円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は300,000円が限度になります。

3 「試験を免除できる科目」とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部の科目に合格している科目等のことです。

4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設から証明された金額に基づき算定することとなります。

5 受講対象講座の指定後に受講を取りやめた場合または受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。

6 給付金の支給を受ける際には、改めて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講開始時給付金等支給申請書」に添付書類を添えて支給申請の手続を行うことが必要です。

別記様式第 3 号中「印」を削る。

付 則

- 1 この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に修了した講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 4 この告示の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市告示第 214 号

彦根市公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定により、下記のとおり告示し、関係図面を令和 5 年 9 月 1 日から同月 15 日まで(土曜日および日曜日を除く。)彦根市上下水道部上下水道業務課に据え置き、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

記

- 1 供用および下水の処理を開始する年月日
令和 5 年 9 月 1 日
- 2 供用および下水の処理を開始する区域
肥田町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
上下水道部上下水道業務課において縦覧に供する。
- 4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称
 - (1) 位置 彦根市松原町 1550 番地
 - (2) 名称 滋賀県琵琶湖流域下水道東北部浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の分流式または合流式の別
分流式

彦根市告示第 215 号

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 12 条第 1 項第 1 号の規定により、下記のとおり指定を取り消したので、同規則第 13 条の規定により告示する。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	届出区分	名称	営業を廃止した日
第 510 号	営業の廃止	西村 哲史(西村電気商会)	令和 5 年 7 月 1 日

彦根市告示第 216 号

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 6 条の規定により、令和 5 年 7 月 1 日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	名称	所在地
第 659 号	西村 高明(西村電気商会)	東近江市五個荘日吉町 554 番地 1

彦根市告示第 216 号の 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者の指定および児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 28 第 1 項に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を下記のとおり行った。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業所の名称および所在地	事業の種類および事業所番号	指定日	事業の主たる対象者
合同会社 d i v e r s i o n 彦根市中央町 3 番 12 号 C G ビル 4F	相談支援事業所ぷらん 彦根市中央町 3 番 12 号 C G ビル 4F	特定相談支援事業 2530200183 障害児相談支援事業 2570200309	令和 5 年 9 月 1 日	障害者 障害児

公 告

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

令和 5 年 8 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 8 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市大藪町字川原 1415 番 1	363.35 m ²	令和 5.8.21	966

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 17 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 18 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

1 日 時 令和 5 年 8 月 31 日 (木) 午後 1 時 30 分から

2 場 所 彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室

3 議 題

(1) 令和 5 年度 9 月補正 (第 4 号補正) 予算案について

(2) 令和 6 年度使用教科書 (小学校用) の採択につき議決を求めることについて

(3) 令和 6 年度使用教科書 (小・中学校特別支援学級用) の採択につき議決を求めることについて

(4) 彦根市西地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

(5) (仮称) 図書館中部館建築設計検討委員会設置要綱の制定について

(6) (仮称) 図書館中部館建築設計検討委員会委員の任命について

彦根市教育委員会告示第 18 号

(仮称) 図書館中部館建築設計検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

(仮称) 図書館中部館建築設計検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 (仮称) 図書館中部館 (以下「中部館」という。) の基本設計書の作成に当たり、専門的見地から建築設計の手法等について検討するため、(仮称) 図書館中部館建築設計検討委員会 (以下「検討委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、彦根市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) に意見を述べるものとする。

(1) 中部館の建築設計に関すること。

(2) その他中部館の建築に関し、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 14 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(1) 学識経験者

(2) 彦根市図書館協議会委員

(3) 市の関係所属職員

(4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命の日から中部館の基本設計書の作成が完了する日までとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長および副委員長を置き、第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる学識経験者 (建築分野の者に限る。) のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 6 条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明もしくは意見を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

(書面会議)

第 7 条 会議は、委員長が災害その他特別の理由により招集することができないと認めるときは、書面により行うことができる。

2 前項の規定による会議は、次の各号に掲げる会議の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 委員から意見を徴するための会議 意見を徴する事項および意見の申出の締切りの日をあらかじめ委員に通知し、委員が書面により意見を申し出る方法

(2) 議事を決するための会議 議決を要する事項および議決日をあらかじめ委員に通知し、委員が書面により表決する方法

3 前項の場合においては、意見の申出の締切りの日または議決日を会議の開催日と、書面の提出があった委員を出席委員とみなす。

(庶務)

第 8 条 検討委員会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。
- 3 この告示は、中部館の基本設計書の作成が完了した日限り、その効力を失う。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

彦根市選挙管理委員会告示第 57 号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 31 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

記

- 1 日時 令和 5 年 9 月 1 日(金) 午前 9 時 30 分
- 2 場所 彦根市役所本庁舎 会議室 2-1
- 3 議題
- (1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
- (2) 永久選挙人名簿の定時登録について
- (3) その他

彦根市選挙管理委員会告示第 58 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項および第 75 条第 1 項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法第 4 条第 11 項および第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数ならびに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項および第 86 条第 1 項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 5 年 9 月 1 日現在において次のとおりである。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

50 分の 1 の数 1,827 人

6 分の 1 の数 15,224 人

3 分の 1 の数 30,447 人

監 査 公 表

監査公表第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年(2023 年)8 月 22 日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 森田 充

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

令和 4 年 10 月から令和 5 年 6 月までに次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
10 月 14 日	南地区公民館、農村環境改善センター、亀山出張所、亀山小学校
10 月 19 日	旭森地区公民館、旭森幼稚園、鳥居本出張所、鳥居本地区公民館
10 月 28 日	市民交流センター、東山児童館、鳥居本中学校、鳥居本小学校
11 月 7 日	西保育園、城北小学校、城北幼稚園
11 月 18 日	城陽小学校、城陽幼稚園
11 月 21 日	南中学校
11 月 25 日	ライフサービス課、財政課
12 月 21 日	人権政策課、情報政策課 D X 推進室、スポーツ振興課 新市民体育センター整備推進室、国スポ・障スポ推進課
1 月 6 日	議会事務局、選挙管理委員会事務局、まちづくり推進課
1 月 13 日	交通対策課、建築住宅課、都市計画課 庄堺公園管理事務所、 景観まちなみ課
1 月 20 日	彦根城博物館(管理課 学芸史料課)、建設管理課 技術管理室、 建築指導課
1 月 27 日	農業委員会事務局、企画課 女性活躍推進室、市街地整備課 稲枝駅西側開発調整室、道路河川課 国・県事業対策室
2 月 3 日	子ども・若者課、子育て支援課 家庭児童相談室、発達支援センター
2 月 10 日	障害福祉課、障害者福祉センター、社会福祉課、幼児課
2 月 17 日	健康推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 休日急病診療 所、高齢福祉推進課 医療福祉推進センター
2 月 24 日	広報戦略課
3 月 2 日	秘書課
3 月 28 日	*出納室、観光交流課 フィルムコミッション室 ひこにゃんブランド 推進室、生活環境課 ごみ減量・資源化推進室 公害試験室 彦根市 消費生活センター
3 月 29 日	契約監理室、保険年金課、消防本部 本署 分署
4 月 7 日	文化振興課、学校給食センター
4 月 13 日	学校 I C T 推進課、教育総務課、生涯学習課
4 月 20 日	学校教育課、学校支援・人権・いじめ対策課、 文化財課 歴史民俗資料室 彦根城世界遺産登録推進室 開国記念館
5 月 10 日	危機管理課、公有財産管理課
5 月 17 日	地域経済振興課、農林水産課、総務課 コンプライアンス推進室
5 月 25 日	働き方・業務改革推進課、人事課、清掃センター
6 月 1 日	上下水道部(水道事業会計)、上下水道部(下水道事業会計)

6 月 2 日	*市立病院
6 月 28 日	税務課、債権管理課

※「*」印の所属は、電子会議室システム「Webex」を利用して監査を実施した。

書類監査

監 査 期 日	監 査 対 象
10 月 5 日	稲枝中学校、稲枝東小学校、稲枝東幼稚園
10 月 18 日	東地区公民館、西地区公民館、彦根幼稚園
10 月 25 日	高宮幼稚園、高宮小学校、高宮出張所、高宮地域文化センター
11 月 4 日	河瀬出張所、河瀬地区公民館、河瀬小学校、彦根中学校
11 月 15 日	城南小学校、ふたば保育園、人権・福祉交流会館 広野教育集会所
11 月 22 日	城東小学校、東保育園、平田こども園、平田小学校
12 月 2 日	金城小学校、金城幼稚園、城西小学校、西中学校
12 月 7 日	稲枝支所、稲枝北小学校、稲枝西小学校
12 月 14 日	中央中学校、若葉小学校
12 月 19 日	旭森小学校、東中学校、佐和山幼稚園、佐和山小学校
2 月 3 日	少年センター
4 月 5 日	教育研究所、図書館 視聴覚ライブラリー

※監査対象所属は、令和 4 年度の表記としている。

2 監査の方法

各所属とも、令和 4 年度各時点における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

監査の実施にあたっては、引き続き令和 2 年 12 月に定めた「新型コロナウイルス感染症の感染拡大期における監査実施方針」に基づき実施方法等を判断することとしていたが、幸い当年度は延期や中止をすることもなく、ほぼ通常通りの実地監査を行うことができた。

なお、令和 5 年 3 月 28 日の出納室の定期監査および令和 5 年 6 月 2 日の市立病院の定期監査については、電子会議室を利用した監査に変更して実施した。

その他の定期監査については、実施方針に基づき、実地監査または書類監査を実施した。

3 監査の結果

【幼稚園、保育園】

- (1) 補食費や園児用品代その他の支払いに関して、請求書が添付されていないもの、請求書に請求日が記載されていないもの、領収書の但し書きに記載がないものが未だ散見された。請求書に基づき支払を行うものであるため、支出根拠書類となる正当な請求書を必ず徴するよう、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 電気料金の資金前渡金の支出日が、電気料金の支払日に間に合っていないものが散見された。プールされた他所属等の前渡金から支払われることになるため、振替日までの前渡金支出に留意されたい。
- (3) 「預かり保育」および「預かり広場」の利用手続きについて、利用申請書および利用承認決定通知書が混同していたり、申請書の記載誤りや記載漏れ、決定通知書の認定区分誤り、決定事項欄未記入および日付漏れなどが散見された。行政処分による決定でもあり、留意されたい。

【小学校、中学校】

- (1) 理科薬品の管理について、定期的な点検や薬品管理簿等の整備・運用が未だ十分ではない面が散見される。利用状況および在庫状況が適宜把握できるよう管理職を含め、定期的なチェック体制を構築するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。
- (2) 学年会計等の立替払において、支出調書の記載（起票日、起票者、支払年月日、支払先など）、精算期間、領収書等の添付などに不備があるものが散見されるので、適正な事務処理に努められたい。
- (3) 安全点検票等の運用にあたり、不良個所の発見から対応までの経過の記録に不備があるものが散見されるので、適正な記録と管理職による定期的なチェックに努められたい。

【農村環境改善センター】

- (1) 多目的ホールの電動式収納ステージは使用頻度が低く(年1~2回)、従前の使用内容から必須ではないように思われる。設備の有効活用という前提はあるが、年間保守費用負担との費用対効果から今後の運用について検討されたい。
- (2) 今後、農村集落における農家率のさらなる低下や維持困難な集落営農組織の増加が懸念される中、本館の担う農業者の生活環境の改善、健康の増進および農業技術の向上機能とその需要や実績に乖離があるように思われる。

彦根市集会施設適正管理計画においても利用需要等により、一部機能の変更等について検討することが謳われており、費用対効果の面からも組織として本館のあり方を検討されたい。

【稲枝支所】

委託に係る契約書その他関連書類について、前年度に引き続き、記載誤り、記載漏れ等の不備があり、不適正な状態であったため、適正な事務処理となるよう作成書類の確認を徹底されたい。

【高宮地域文化センター】

高宮地域文化センター使用報告書について、施設の使用時間、冷暖房使用の有無・使用時間や利用人数など未記載のもの、中にはすべて記載がなく、担当者が聞き取りにより記入しているケースもあった。損料の積算根拠となるものもあるため、報告書記載の徹底に関して適切に利用者に指導されたい。

【市民交流センター・東山児童館】

市民交流センターおよび東山児童館の今後のあり方については、それぞれ「彦根市地域総合センター等適正管理計画」および「彦根市子ども関連施設適正管理計画」において、複合施設としての方向性を検討する旨謳われており、その方向性が調整されるまでは「機能維持」のための計画的な保全を行うこととしているが、ソフト面において、特に市民交流センターについては、「市民および団体の相互の交流の推進、市民活動の促進および市民と市との連携によるまちづくりの推進」という彦根市市民交流センターの設置および管理に関する条例の設置目的の達成や、まちづくり推進課との連携が弱いといった課題の解消について努められたい。

【人権・福祉交流会館】

会館使用報告書の冷暖房使用欄に関し、冷暖別の区分けのない様式となっていた。季節毎の機器の設定切替等による判別は一定可能なものの、この区別は使用実績報告に基づく損料積算の根拠となるため、様式変更を検討されたい。

【ライフサービス課】

異動受付支援システム等の各種システム導入や電子申請対応など、デジタル化による利便性の向上が市民に浸透することは、市民、職員双方にとってメリットがある。今後、デジタル化の推進に伴い、手続き等を市民自ら操作する機会の増加が見込まれるため、システムの操作方法等も含め利便性の向上を広く市民に周知することで、窓口混雑の緩和等に繋がるよう努められたい。

【財政課】

財務諸表4表の「分析」結果の公表について、平成30年度から再三指摘しているものの未だ公表には至っていない。分析や公表内容の検討は5年目に入り、本市の財政状況が逼迫する中、現状開示と透明性の確保の重要性はさらに高まっているため、早期の対応を図られたい。

【人権政策課】

- (1) インターネット上の差別事象の状況把握に努め、滋賀県や滋賀県人権センター等の関係機関等との連携を通じて、引き続き市民や事業所に対する啓発を実施されたい。
- (2) L G B T Qや障がい者への差別解消に関してはまだ道半ばである。彦根市パートナーシップ宣誓制度の周知と性の多様性への理解に向けた啓発を促進するとともに、「十人十色プロジェクト」等の取組の継続により民間サービスとの連携・協力を加速されたい。
- (3) 人権啓発の効果が大きく及ぶものとして、企業への啓発や機運醸成がある。強制労働やハラスメントなどは縦割組織では極めて起こりやすい。各組織が自浄的に動く仕組みづくり

やアウトリーチなどにより、企業や組織への働きかけを促進されたい。

【情報政策課・D X推進室】

市内外におけるデジタルデバイドの解消に向けたD Xの活用法が課題であるため、ローコストオペレーションの達成に向け、デジタル人材の育成強化を図られたい。

【スポーツ振興課】

スポーツを通じたまちづくりの活性化および「プロシードアリーナH I K O N E」が長年親しまれ利用し続けてもらえるよう、平日利用の増加を志向し、継続的な施設利用促進を図られたい。

【選挙管理委員会事務局】

若者の投票率向上のためには教育において選挙への意識付けを押さえておくことが重要である。引き続き学校に向けた出前講座等のP Rに努められたい。

【まちづくり推進課】

「美しいひこね創造事業」の活動活発化方策に関し、滋賀大学経済学部の地域連携教育推進室との議論を踏まえ、地域通貨「彦」の新たな使い道等の検討を促進されたい。また、議論の中の意見は他課でも応用可能と思料するため、庁内での共有を図られたい。

【交通対策課】

- (1) 駅のエレベーター、エスカレーター等の保守点検において報告された経年劣化や早急な部品交換等の対応に係る今後の修繕計画については、他市の状況も確認しながら、法律上必要な対応のほか、予防保全にも配慮されたい。
- (2) 高齢者に向けて、愛のりタクシーの出前講座により、免許返納から愛のりタクシー利用の周知を図られているが、民生児童委員を含め、便利さの周知、特に中山間地域で買い物難民等への対策にも効果的であるため、アウトリーチを強化して周知を図られたい。

【建築住宅課】

空き家の利活用に関し、空き家バンク制度をはじめ、空き家対策総合支援事業等の周知・啓発に取り組み、一定の効果を挙げているが、子育て・若年世帯空き家リノベーション事業補助金の実績はない状況である。空き家に対する様々なニーズに対するマッチングを促進させるため、施策や申し込み方法などの多様化を図られたい。

【都市計画課】

荒神山公園に係る未買収の土地について、地元自治会を相手方として土地賃貸借契約を締結している。H2. 4. 1 の契約から現在まで毎年自動更新にて契約を更新しているが、相当年数を経過しており、状況変化や賃借料改定の必要性はないのか懸念する。まずは問題を整理し、適正な事務執行に努められたい。

【景観まちなみ課】

違反広告物の撤去について、世界遺産登録も見据え、引き続き積極的に推進されたい。

【建設管理課】

次期土木積算システムの導入・運用にあたり、機能や操作方法の変更に伴い、習熟するまでに積算業務に支障が出ることを懸念する。可能な限り違算等のミスの未然防止が図られるよう、チェック体制を構築し、指導力を発揮されたい。

【建築指導課】

- (1) 既存建築物耐震化促進事業について、個別訪問を含め、耐震化促進に向けた広報・啓発等、今後の事業展開を図られたい。
- (2) 既存建築物アスベスト対策促進事業に関し、アンケート調査による実態把握のほか対象物件への指導・啓発については粘り強く折衝を行い、是正状況等の記録から、次なる対策を講じられたい。

【農業委員会事務局】

準公金である「農業委員積立金」について、改選時における返還等が生じた場合には、保管期間や保管方法なども含め厳格な金銭授受の取扱いについて検討されたい。

【企画課】

- (1) 「しが結」は、結婚支援や移住促進に向けて非常に将来性のあるツールである。県内他市町より彦根市を選んでいただけるよう、可能な限り先行して有利に事業展開を図られた

い。

- (2) 彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例第 9 条別表の備考では、有料の催物を開催する場合の使用料は 50%加算するとされている。使用許可申請書上で有料の際の使用料増額決定を行っているが、提出された申請書内容には添付資料もなく、一見して有料・無料の判断ができないものであった。以前にも同案件に対し指摘しているが、利用申請受付時の口頭確認に加え、先方からの申請内容が料金決定の根拠となることから、确实に対応されたい。

【道路河川課】

通学路の安全対策については、「子どもの移動経路交通安全プログラム」に基づきグリーンベルト等の設置をされているが、市民目線も十分考慮し、優先順位を明確にして対応されたい。

【少年センター】

休日や夜間における催事に併せての街頭補導出務や、駅頭での登下校指導など、公務使用対象として自家用自動車を利用しているが、その支払い処理が遅延していた。今後は適正な事務執行に努められたい。

【子育て支援課】

養育費に関する公正証書等作成費用補助金は、ひとり親家庭に非常に有効な支援策と考えられるため、引き続き公正証書等の認知度向上に取り組まれたい。

【障害福祉課】

委託業務に係る各事業者からの実績報告書に関し、宛先のほか受託法人名の記載や報告日付の記載がないもの、契約書に定める提出期日を過ぎたもの、収受印のないもの、添付自体が漏れているもの等が複数あった。契約書で実績報告の提出を義務付けている中、市側の検収行為にも疑義が生じかねないため、報告書内容の適正な記載や提出期日の厳守など、各事業者への指導および確認を徹底されたい。事業所に対する厳密なチェックは行政としての牽制になるため、改めて適正な事務処理に留意されたい。

【社会福祉課】

民生委員の改選が行われたが、欠員のある地域が継続して生じている。民生委員の選出方法やあり方は時代に即して変更していく必要があることから、多様な関わり方や人々の参加を促せる施策を検討されたい。

【幼児課】

I C T の活用について、こども施設向け業務支援システム「コドモン」を導入しているが、園ごとにその習熟度や活用方法に差がある状況である。w i - f i 環境の拡充と併せ、引き続き積極的な活用について検討されたい。

【健康推進課】

切手の現物の残数と切手等受払簿における使用の記録とが合致しないまま見過ごされていた。今後は受払簿の記載内容と現物の残高が合っているかを十分に確認するよう留意されたい。

【広報戦略課】

- (1) 出納室から返戻された支出命令書類を処理済と誤認して保管し、支出処理が 2 ヶ月以上遅延した事例や、資金前渡金の支出処理関係事務に関して現金支払時の領収証の宛名誤りを含め複数の事務誤りが認められた。財務会計処理全般に関し、定期的な執行状況の確認も含め、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 市政情報等の発信について、「L I N E」などさらなる S N S の活用について全庁的な視点で情報政策課とも調整して検討されたい。

【観光交流課】

国際観光振興事業に関連した多言語による観光情報の提供について、アラビア語でのアカウントを追加しているが、ムスリムやハラル等についても考慮していく必要がある。インバウンドへの異文化対応についても市単独ではなくびわこビジターズビューロと連携して検討を進められたい。

【生活環境課】

地球温暖化対策に関する取組として、「県市町CO2 ネットゼロ研究会」に参加し、補助金や制度の情報を得ている。今後も、県の開催する「ネットゼロフォーラムしが」への参加等を通じ、引き続き民間事業者との連携促進について検討を進められたい。

【契約監理室】

滋賀県入札参加資格申請受付システムの改修が繰越されたが、業者にとって入札参加資格の更新は負担である。共同受付は自治体と業者の双方にとって非常に有用であるため、早期に運用が軌道に乗るよう、課題解決に向けた取組みを進められたい。

【消防本部・本署・分署】

全国的に消防団員は減少傾向にあるが、非常備消防は地域の防災力として重要であり、令和 2 年度に導入した機能別消防団員も含め、より一層の入団促進を図られたい。特に機能別消防団員については、市内の大学に在学する大学生団員の他、有事の際のインバウンド対応等にも配慮し、ミシガン州立大学連合日本センターの協力も検討するなど、安全・安心な消防体制の構築を進められたい。

【教育研究所】

オアシス活動費(準公金)の管理について、入出金時には主任指導員等複数人で対応されているが、現金取扱員の指定についても複数人とすることが適当である。

また、オアシス活動費の出納簿について、入金日・出金日を出納簿において確認することができない場合があったことから、入出金を明らかにするため記帳方法を見直すなど、適正な事務処理に努められたい。

【文化振興課】

行政財産の賃借料請求に関し、当初納期限を大幅に経過後、納付書を再発行している事例があった。財務会計処理全般に関し定期的な執行状況状況確認をするなど適正な事務処理に努められたい。

【学校 I C T 推進課】

教育 I C T 環境の実現に取り組まれている中、子どもたちを取りこぼさないためにも教員側の I C T ツールへの精通が求められている。I C T 教育で次世代の人材を育てるうえで、教員の習熟度合が教育格差に繋がりうることから、リテラシー教育をはじめ研修の充実に努められたい。

【教育総務課】

- (1) 小学校・中学校の教育振興費のクラブ活動補助金および生徒会活動補助金を 7 月に概算払いしているが、各校の実績報告書から翌年 2 月や 3 月の領収日で物品を購入している例がいまだに複数見受けられた。物品購入については早期に投資効果が発揮されるよう可能な限り早期購入することが望ましいため、引き続き各校への周知徹底を図られたい。
- (2) 学校施設環境改善交付金において、交付申請時の錯誤により交付対象外経費が生じる例があった。再発防止も含め、マニュアルやチェックリストを整備し、その精度を高められるよう留意されたい。

【学校教育課】

切手等受払簿において、切手の購入があるが、受払簿に記載されていなかった。購入後、即時使用する場合でも受払簿による管理を行うなど、残数確認も含め、適正に処理されたい。

【学校支援・人権・いじめ対策課】

フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金の申請書兼請求書について、申請書に添付の領収証に事業者の領収印のないものや但書の記載内容が不十分なものがあつた。補助金支出の根拠書類のため、適正な証拠書類の確認・徴取に留意し、適正に処理されたい。

【文化財課】

世界遺産啓発名刺台紙頒布代金に関して、名刺代受領後、公金化までに時間を要していた。可能な限り代金受領から公金化までの現金保管期間が長くないよう留意し、適正に管理されたい。

【公有財産管理課】

彦根市行政財産使用料条例の運用において、新年度 4/1 からの許可案件については、許可

開始日までに「前年度評価額」による算定で決裁・許可書交付を行い、年度当初に拘ることなく請求時に再度「当年度評価額」による再算定額で請求する運用を示されているが、当該運用では許可書交付時に正確な使用料記載ができないほか、評価額の時点修正事務が別途必要になるため、他市事例等も検証し、効率的な運用を図られたい。

【地域経済振興課】

地域勤労者の福祉活動の拠点施設である「彦根勤労福祉会館」の運営に対して、その健全化と安定を図るため、管理運営費および施設の改修工事に要する経費に対して補助を行っているが、労働組合の組織率が低迷している中、政策全般から費用対効果も含めて検証されたい。

【総務課・コンプライアンス推進室】

内部統制制度の試行的な取組において、チェックシート内容の確実な執行確認を含め、コンプライアンス遵守の定着化および原課で責任を持つといった意識付けの徹底が図れるよう運用されたい。

【人事課】

- (1) 階層別研修等における復命書について、複数日程の研修などの公務旅行内容に比して復命書記載内容(特に所感)が乏しいものや、旅行後2週間以上経過後の復命書回付が散見された。復命は彦根市職員の服務に関する規程第18条による義務であるが、令和5年度から旅費支出時の復命書添付が不要となることから、上司等への公務内容や習熟度等の報告はもちろん、公費負担があることを自覚し、市民にも説明責任が果たせる内容となるよう改めて周知・指導されたい。
- (2) 女性職員の管理監督職への登用および女性職員の早期退職の防止を図るため、lon1の実施や管理職研修の充実などにより、さらなる職場環境の改善に取り組まされたい。

【清掃センター】

- (1) 県外研修会参加旅費について、借り上げバス利用により日当(昼食代自己負担時は、半日当1,100円)支出を失念している例があった。今後は、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 物品売払収入の古紙・衣類の売払代金について、当初6月に起票し請求している納付書の未収確認が年度末に行われ、納入を受けていた。財政課からは予算執行状況確認に係る通知も発出されているため、毎月の予算執行状況の確認に留意するとともに、内部統制制度の本格運用開始に向けて所属内での意識付けを図られたい。

【上下水道部】

- (1) 漏水調査委託業務については、市内を8エリアに分け、概ね8年サイクルで実施しているが、有収水量の確保は給水収益に直結するほか、漏水は道路陥没等の二次的被害や断水、水質事故などにより市民生活に多大な影響を及ぼす場合もあるため、有効率の向上を目指し、さらなる漏水対策の推進に取り組まされたい。
- (2) 令和3年度から4年度において、契約解除案件、ケーブル破損事故案件および上水道料金お客様サービスセンター業務を委託している業者における領収印の紛失事案が発生しており、それぞれ、既に再発防止策が講じられているところであるが、各業務において、リスクの所在や程度を分析評価し、影響度に応じたチェック体制を整備するなど内部統制体制の構築強化を図られたい。
- (3) コミュニティプラントおよび農業集落排水施設の下水道への接続は、人口普及率や水洗化率の向上と併せ、安定した下水道事業運営に必要な下水道使用料の更なる収入確保につながることから、積極的に取り組まされたい。

【市立病院】

- (1) 契約書に貼付する収入印紙について、貼付がなく印紙貼付が必要なもの、契約額から貼付額が不足しているもの、逆に過剰なもの、契約内容から印紙貼付が不要なものなどが散見された。行政側が印紙税を負担する必要はないが、印紙税法に照らし、適正な印紙貼付となっているか確認・指導の徹底に努められたい。
- (2) 随契5号により執行している備品購入に関し、随契理由が「業務に影響があるため早急に必要」のみや、業者指定理由が「早期に納品が見込める」のみであるものが複数あった。業者指定や入札に付せない客観的・具体的理由の記載としては不足しており、留意された

い。

- (3) 見積合わせ等で提出された見積書について、FAX 送信されたまま保管されているものが複数あった。現状において見積書は押印省略の対象となっておらず、公平・公正性の観点から原本を保管しておく必要があるので留意されたい。
- (4) 彦根市病院事業の設置等に関する条例による減免に関してはマニュアル準拠の処理が求められる。既に検討中ではあるが、減免基準の整備等、早急なマニュアルの整備に努められたい。また、減免以外でもマニュアル作りは大事であり、体制づくりに取り組まれたい。

【債権管理課】

「債権管理課」を新設し、市税、保険料両債権の滞納整理事務の統合から 2 年が経過した。未納初期から督促、催告、財産調査、差押え等適切に対応することで徴収率を維持しているが、社会情勢が目まぐるしく変化する中、今後も適宜適切な滞納整理の実施により、現年収納率の向上および翌年度への滞納繰越額の抑制に努められたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。また、他所属に係る指摘事項についても、関係する自所属の運用等に照らし、再確認を行うなど有効に活用されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

農 業 委 員 会 告 示

彦根市農業委員会告示第 11 号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 9 月 1 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

- 1 日時 令和 5 年 9 月 8 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 場所 彦根市役所 5 階 会議室 5-1、5-2
- 3 議題
 - (1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - (3) 彦根市農用地利用集積計画(案)について
 - (4) 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

水 道 事 業 告 示

彦根市水道事業告示第 19 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 3 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 8 月 30 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	氏名または名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	廃止年月日
430	樋口 英也	樋口リフォーム設備	長浜市曾根町 842 番地	平成 22 年 7 月 23 日	令和 5 年 8 月 14 日

彦根市水道事業告示第 20 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 8 月 30 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	567
氏名または名称	樋口 明仁
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	樋口リフォーム設備
上記事業所の所在地	長浜市曾根町 842 番地
指定年月日	令和5年8月14日
